

気象警報発令時の対応について(改訂版)

気象警報発令時の対応について、以下のようにお願いします。

1 「特別警報」及び「警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)」発令時

(1) 児童が登校する以前に発令されている場合

- ①「特別警報」「警報」が解除されるまで家庭で待機させてください。
- ②午前6時までに「特別警報」「警報」が解除された場合 → 平常どおり登校させてください。
- ③午前6時から午前8時までに解除された場合は、解除の2時間後に授業を開始します。給食は通常通り実施します。開始時刻についてはメール配信します。
- ④午前8時以降、午前11時までに「特別警報」「警報」が解除された場合 → 「午後1時」から授業を開始します。なお、給食が止められるため、各自昼食を食べて登校してください。
- ⑤午前11時を過ぎてから、「特別警報」「警報」が解除された場合 → 臨時休校とします。
その旨メール配信します。

☆朝、「特別警報」「警報」が解除された場合、職員や地区委員の方で通学路の点検をします。地区委員の方にはお手数をおかけしますが、児童の登校が困難な状況の時は電話などで学校まで連絡してください。

(2) 児童が登校してから発令された場合

- ①教育委員会等と協議し下校できると判断した場合は、授業を中止し、速やかに集団下校します。状況によってはお迎え(引き渡し)とすることもあります。
- ②下校が困難であると認めた場合、校内でもっとも安全な場所で児童を待機させ、下校可能になり次のご連絡します。

☆お願い

- ・「特別警報」「警報」発令などに関わる集団下校時の連絡は「メール配信」で行います。地区委員の方は、下校時の安全確保にご協力をお願いします。自宅に家族の方がいらっしゃらない児童、家族の方と連絡がとれなかった児童については、集団下校させずに学校で待機するようにします。
- ・「特別警報」「警報」発令のため、給食を摂らずに集団下校する場合があります。ご自宅で食べられる物を常備いただければと思います。

2 その他

「特別警報」「警報」の発令や天候の悪化が予想される場合は、気象状況や通学路の状況などをもとに判断し、「特別警報」「警報」が発令される前に、授業の中止や自宅待機、休校を決定する場合がありますことをご承知おきください。

(平成29年5月25日 改訂)